

一般社団法人全国放課後連 役員報酬規程

【目的】

第1条 この規定は、一般社団法人全国放課後連（以下「当会」という。）の役員の報酬について必要な事項を定めるものであり、この規程を変更する時は、社員総会の決議によるものとする。

【役員報酬の定義】

第2条 この規程による役員報酬とは、理事及び監事、事務局長（以下「役員」という。）に対して支払うものである。

【支給】

第3条 当会の役員は、無報酬とする。ただし、事務員等と兼ねる場合は、この限りではない。

【その他】

第4条 本規程に定めのない事項については、理事会で決定する。

【改廃】

第5条 本規程は、社員総会の承認を得て改廃する。

附 則 1. この規程は、2017年6月4日から施行する。
2. この規程は、2023年6月4日から施行する。